

# 兵庫県公報

平成23年3月31日 木曜日 第9号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）	1
○ 職員の日額旅費に関する規則を廃止する規則（人事課）	7
○ 廃棄物の処理及び清掃に関する規則等の一部を改正する規則（環境整備課）	7

## 公布された法令のあらまし

### ●兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第19号）

福祉のまちづくりの推進により、公共交通機関や道路等のバリアフリー化が進展し、障害者が移動しやすい環境が整いつつあること等を踏まえ、障害者に係る自動車取得税及び自動車税について障害の程度に応じた減免とすることとし、所要の整備を行うこととした。

### ●職員の日額旅費に関する規則を廃止する規則（規則第20号）

職員等の旅費に関する条例の一部改正により、職員の日額旅費が廃止されることに伴い、職員の日額旅費に関する規則を廃止することとした。

### ●廃棄物の処理及び清掃に関する規則等の一部を改正する規則（規則第21号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により、廃棄物処理施設の定期検査制度、熱回収施設設置者認定制度、排出事業者が産業廃棄物を保管する場合の届出制度及び優良産業廃棄物処理業者認定制度が創設されること等に伴い、次の規則について所要の整備を行うこととした。

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する規則
- 2 環境影響評価に関する条例施行規則
- 3 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則

## 規 則

兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第19号

#### 兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県税条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第78号）の一部を次のように改正する。

第27条を次のように改める。

（障害を有する者に係る自動車取得税の減免額）

第27条 条例第100条第1項第3号から第6号までに掲げる自動車の取得のうち、次の各号に掲げる自動車の取得に対する自動車取得税の減免の額は、障害を有する者の利用に供するため若しくは当該者が運転するための当該自動車に係る特別の仕様若しくは装置の変更に要した額に220万円を加算した額に当該自動車の取得に対して課すべき自動車取得税の税率を乗じて得た額又は当該自動車の取得に係る自動車取得税の額のいずれか少ない額とする。

(1) 条例第100条第1項第3号に掲げる自動車の取得のうち、次のア又はイに掲げる者の自動車の取得

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

障害の区分		障害の級別
視覚障害		1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1
聴覚障害		2 級及び 3 級
平衡機能障害		3 級
音声機能障害		3 級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）
上肢不自由		1 級並びに 2 級の 1 及び 2 級の 2
下肢不自由		1 級から 6 級までの各級
体幹不自由		1 級から 3 級までの各級及び 5 級
乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級（1 上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
	移動機能	1 級から 6 級までの各級
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸 又は小腸の機能障害		1 級及び 3 級
肝臓機能障害		1 級から 3 級までの各級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能 障害		1 級から 3 級までの各級

イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者（アに該当するものを除く。）のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2又は別表第1号表ノ3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有するもの

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第4項症までの各級
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各級
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各級
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各級
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各級及び第1款症から第3款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各級及び第1款症から第3款症までの各款症
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸 又は小腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各級
肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各級

- (2) 条例第100条第1項第4号に掲げる自動車の取得のうち、前号ア及びイに掲げる者が専ら運転する自動車に係る当該前号ア及びイに掲げる者の自動車の取得
- (3) 条例第100条第1項第4号に掲げる自動車の取得のうち、次のア又はイに掲げる者と生計を一にする者が専ら当該次のア又はイに掲げる者のために運転する自動車に係る当該次のア又はイに掲げる者の自動車の取得

ア 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

障害の区分		障害の級別
視覚障害		1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1
聴覚障害		2 級及び 3 級
平衡機能障害		3 級
上肢不自由		1 級並びに 2 級の 1 及び 2 級の 2
下肢不自由		1 級、2 級及び 3 級の 1
体幹不自由		1 級から 3 級までの各級
乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級（1 上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
	移動機能	1 級、2 級及び 3 級（1 下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸 又は小腸の機能障害		1 級及び 3 級
肝臓機能障害		1 級から 3 級までの各級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能 障害		1 級から 3 級までの各級

イ 戦傷病者特別援護法第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者（アに該当するものを除く。）のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法別表第 1 号表ノ 2 又は別表第 1 号表ノ 3 に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有するもの

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第 4 項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第 4 項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第 4 項症までの各項症
上肢不自由	特別項症から第 3 項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第 3 項症までの各項症
体幹不自由	特別項症から第 4 項症までの各款症
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸 又は小腸の機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項症

- (4) 条例第100条第 1 項第 4 号に掲げる自動車の取得のうち、前号ア又はイに掲げる者であって年齢18歳未満の者と生計を一にする者が専ら当該年齢18歳未満の者のために運転する自動車に係る当該生計を一にする者の自動車の取得
  - (5) 条例第100条第 1 項第 5 号に掲げる自動車の取得のうち、療育手帳の交付を受けている者であって重度に該当する障害を有するもの及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第 6 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第 6 条第 3 項に定める 1 級の障害を有するもの（以下この号及び次号において「重度精神障害者等」という。）と生計を一にする者が専ら当該重度精神障害者等のために運転する自動車の取得
  - (6) 条例第100条第 1 項第 6 号に掲げる自動車の取得のうち、第 3 号ア若しくはイに掲げる者又は重度精神障害者等の自動車の取得
- 2 条例第100条第 1 項第 3 号から第 6 号までに掲げる自動車の取得のうち、次の各号に掲げる自動車の取得に対する自動車取得税の減免の額は、前項の規定の例により算定した額の 2 分の 1 に相当する額とする。
- (1) 条例第100条第 1 項第 3 号に掲げる自動車の取得のうち、次のア又はイに掲げる者の自動車の取得

ア 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

障害の区分		障害の級別
視覚障害		4級の2
聴覚障害		4級
平衡機能障害		5級
上肢不自由		2級の3及び2級の4並びに3級から6級までの各級
乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能	2級（1上肢のみに運動機能障害がある場合に限る。）及び3級 から6級までの各級
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸 又は小腸の機能障害		4級

イ 戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者（アに該当するものを除く。）のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法別表第1号表ノ2又は別表第1号表ノ3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有するもの

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
上肢不自由	第4項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症 までの各款症
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸 又は小腸の機能障害	第4項症及び第5項症

(2) 条例第100条第1項第4号に掲げる自動車の取得のうち、前号ア及びイに掲げる者が専ら運転する自動車に係る当該前号ア及びイに掲げる者の自動車の取得

(3) 条例第100条第1項第4号に掲げる自動車の取得のうち、次のア又はイに掲げる者と生計を一にする者が専ら当該次のア又はイに掲げる者のために運転する自動車に係る当該次のア又はイに掲げる者の自動車の取得

ア 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

障害の区分		障害の級別
視覚障害		4級の2
聴覚障害		4級
平衡機能障害		5級
音声機能障害		3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）
上肢不自由		2級の3、2級の4及び3級
下肢不自由		3級の2及び3級の3並びに4級から6級までの各級
体幹不自由		5級
乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能	2級（1上肢のみに運動機能障害がある場合に限る。）及び3級
	移動機能	3級（1下肢のみに運動機能障害がある場合に限る。）及び4級 から6級までの各級
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸 又は小腸の機能障害		4級

イ 戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者（アに該当するものを除く。）のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法別表第1号表ノ2又は別表第1号表ノ3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有するもの

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）
上肢不自由	第4項症及び第5項症
下肢不自由	第4項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
体幹不自由	第5項症及び第6項症並びに第1款症から第3款症までの各款症
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障害	第4項症及び第5項症

- (4) 条例第100条第1項第4号に掲げる自動車の取得のうち、同号に規定する重度下肢等障害者が専ら運転する自動車に係る当該重度下肢等障害者と生計を一にする者の自動車の取得
- (5) 条例第100条第1項第4号に掲げる自動車の取得のうち、次に掲げる者と生計を一にする者が専ら当該次に掲げる者のために運転する自動車に係る当該生計を一にする者の自動車の取得  
ア 第3号ア又はイに掲げる者  
イ 重度下肢等障害者（アに該当する者を除く。）であって年齢18歳以上のもの
- (6) 条例第100条第1項第5号に掲げる自動車の取得のうち、療育手帳の交付を受けている者であって中度に該当する障害を有するもの（以下この号及び次号において「中度精神障害者」という。）と生計を一にする者が専ら当該中度精神障害者のために運転する自動車の取得
- (7) 条例第100条第1項第6号に掲げる自動車の取得のうち、第3号ア若しくはイに掲げる者又は中度精神障害者の自動車の取得

第27条の2第1項第1号中「(昭和24年法律第283号)」及び「(昭和25年厚生省令第15号)」を削り、同項第2号中「(昭和38年法律第168号)」及び「(大正12年法律第48号)」を削り、同条第3項中「(昭和25年法律第123号)」及び「(昭和25年政令第155号)」を削る。

第33条の2の2を次のように改める。

（障害を有する者に係る自動車税の減免額）

第33条の2の2 条例第126条第1項第2号から第5号までに掲げる自動車に対する自動車税の減免の額については、第27条の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第27条第1項各号列記以外の部分	障害を有する者の利用に供するため若しくは当該者が運転するための当該自動車に係る特別の仕様若しくは装置の変更に要した額に220万円を加算した額に当該自動車の取得に対して課すべき自動車取得税の税率を乗じて得た額	当該自動車を総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下の乗用車（三輪の小型自動車を除く。）とみなした場合に課すべき自動車税の額（条例第126条第2項の申請書が、普通徴収の方法による場合にあっては納期限後に、証紙徴収の方法による場合にあっては納付後に提出されたときは、当該申請書が提出された月の翌月から月割りをもって計算した自動車税の額。この項において同じ。）
	自動車の取得	自動車
	自動車取得税	自動車税

第27条第1項第1号	条例第100条第1項第3号に掲げる自動車の取得	条例第126条第1項第2号に掲げる自動車
	の自動車の取得	が所有する自動車
第27条第1項第2号から第4号まで	条例第100条第1項第4号に掲げる自動車の取得	条例第126条第1項第3号に掲げる自動車
	の自動車の取得	が所有する自動車
第27条第1項第5号	条例第100条第1項第5号に掲げる自動車の取得	条例第126条第1項第4号に掲げる自動車
	自動車の取得	自動車
第27条第1項第6号	条例第100条第1項第6号に掲げる自動車の取得	条例第126条第1項第5号に掲げる自動車
	の自動車の取得	が所有する自動車
第27条第2項各号列記以外の部分	条例第100条第1項第3号から第6号までに掲げる自動車の取得	条例第126条第1項第2号から第5号までに掲げる自動車
	自動車の取得	自動車
	自動車取得税	自動車税
第27条第2項第1号	条例第100条第1項第3号に掲げる自動車の取得	条例第126条第1項第2号に掲げる自動車
	の自動車の取得	が所有する自動車
第27条第2項第2号、第3号及び第5号	条例第100条第1項第4号に掲げる自動車の取得	条例第126条第1項第3号に掲げる自動車
	の自動車の取得	が所有する自動車
第27条第2項第4号	条例第100条第1項第4号に掲げる自動車の取得	条例第126条第1項第3号に掲げる自動車
	同号	条例第100条第1項第4号
	の自動車の取得	が所有する自動車
第27条第2項第6号	条例第100条第1項第5号に掲げる自動車の取得	条例第126条第1項第4号に掲げる自動車
	自動車の取得	自動車
第27条第2項第7号	条例第100条第1項第6号に掲げる自動車の取得	条例第126条第1項第5号に掲げる自動車
	の自動車の取得	が所有する自動車

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。  
(自動車取得税に関する経過措置)
- 2 改正後の兵庫県税条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第27条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。  
(自動車税に関する経過措置)
- 3 改正後の規則第33条の2の2の規定は、平成24年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成23年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、施行日前に兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第126条第1項第2号から第5号までに掲げる自動車を取得し、当該自動車について自動車税の減免を受けていた所有者の当該自動

車に対する平成24年度以後の年度分の自動車税については、改正前の規則第33条の2の2の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第1号中「2リットルを超え2.5リットル以下」とあるのは「1.5リットルを超え2リットル以下」とする。



職員の日額旅費に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成23年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県規則第20号**

**職員の日額旅費に関する規則を廃止する規則**

職員の日額旅費に関する規則（昭和35年兵庫県規則第68号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。



廃棄物の処理及び清掃に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県規則第21号**

**廃棄物の処理及び清掃に関する規則等の一部を改正する規則**

（廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正）

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成4年兵庫県規則第62号）の一部を次のように改正する。

第3条の2中「様式第2号の2」を「様式第2号の4」に改め、同条を第3条の4とし、第3条の次に次の2条を加える。

（一般廃棄物処理施設の定期検査の申請）

第3条の2 省令第4条の4の2の申請書の様式は、様式第2号の2のとおりとする。

（一般廃棄物処理施設の定期検査結果の通知）

第3条の3 省令第4条の4の4の書面の様式は、様式第2号の3のとおりとする。

第4条第1項中「様式第2号の3」を「様式第2号の5」に改める。

第5条第1項中「様式第2号の4」を「様式第2号の6」に改める。

第6条第1項中「様式第2号の5」を「様式第2号の7」に改める。

第6条の2第1項中「様式第2号の6」を「様式第2号の8」に改める。

第6条の3中「様式第2号の7」を「様式第2号の9」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請）

第6条の4 省令第5条の5の5第1項の申請書の様式は、様式第2号の10のとおりとする。

（熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定）

第6条の5 知事は、法第9条の2の4第1項の認定をしたときは、一般廃棄物熱回収施設設置者認定証（様式第2号の11）を交付するものとする。

（熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の休廃止等の届出）

第6条の6 省令第5条の5の10第1項の届出書の様式は、様式第2号の12のとおりとする。

（報告）

第6条の7 省令第5条の5の11第1項の報告書の様式は、様式第2号の13のとおりとする。

第7条第1項中「様式第2号の8」を「様式第2号の14」に改める。

第8条第1項中「様式第2号の9」を「様式第2号の15」に改める。

第8条の2第1項中「様式第2号の4」を「様式第2号の6」に改める。

第9条第1項中「様式第2号の5」を「様式第2号の7」に改める。

第9条の2第1項中「様式第2号の6」を「様式第2号の8」に改め、同条第2項中「第5条の10の2第2項」の右に「において準用する省令第5条の5の2第2項」を加える。

第10条中「様式第2号の10」を「様式第2号の16」に改める。

第10条の2中「様式第2号の11」を「様式第2号の17」に改める。

第10条の3中「様式第2号の12」を「様式第2号の18」に改める。

第12条第2項、第17条第2項及び第21条第3項中「第13号」を「第14号」に改める。

第24条第1項中「第9条の2第2項」の右に「(第15号に係る部分を除く。)」を加え、同条第2項中「第10条の4第2項」の右に「(第9号に係る部分を除く。)」を加える。

第28条第1項中「第10条の4第2項」の右に「(第5号に係る部分を除く。)」を加える。

第29条第1項中「第9条の2第2項」の右に「(第15号に係る部分を除く。)」を加え、同条第2項中「第10条の4第2項」の右に「(第5号及び第9号に係る部分を除く。)」を加える。

第33条の2及び第34条中「第15条の2の5第2項」を「第15条の2の6第2項」に改める。

第34条の2中「第15条の2の4」を「第15条の2の5」に改める。

第35条中「第15条の2の5第2項」を「第15条の2の6第2項」に改める。

第36条中「第15条の2の5第1項」を「第15条の2の6第1項」に改める。

第38条の3中「第15条の2の5第3項」を「第15条の2の6第3項」に改める。

第47条の表一般廃棄物処理施設使用前検査申請書の項の次に次のように加える。

一般廃棄物処理施設定期検査申請書	1 通	施設の所在地を管轄する県民局長
------------------	-----	-----------------

第47条の表一般廃棄物の最終処分場の廃止確認申請書の項の次に次のように加える。

一般廃棄物熱回収施設設置者認定申請書	1 通	施設の所在地を管轄する県民局長
一般廃棄物熱回収施設休廃止等届出書	1 通	施設の所在地を管轄する県民局長
一般廃棄物熱回収報告書	1 通	施設の所在地を管轄する県民局長

第47条の表一般廃棄物処理施設設置者相続届出書の項の次に次のように加える。

産業廃棄物事業場外保管届出書	1 通	施設の所在地を管轄する県民局長
産業廃棄物事業場外保管変更届出書	1 通	施設の所在地を管轄する県民局長
産業廃棄物事業場外保管廃止届出書	1 通	施設の所在地を管轄する県民局長

第47条の表産業廃棄物処理計画実施状況報告書の項の次に次のように加える。

特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書	1 通	施設の所在地を管轄する県民局長
特別管理産業廃棄物事業場外保管変更届出書	1 通	施設の所在地を管轄する県民局長
特別管理産業廃棄物事業場外保管廃止届出書	1 通	施設の所在地を管轄する県民局長

第47条の表特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書の項の次に次のように加える。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書	1 通（特別管理産業廃棄物に係るものにあつては、2 通）	事業所の所在地を管轄する県民局長
------------------	------------------------------	------------------

第47条の表産業廃棄物処理施設使用前検査申請書の項中「1 通」を「2 通」に改め、同項の次に次のように加える。

産業廃棄物処理施設定期検査申請書	2 通	施設の所在地を管轄する県民局長
------------------	-----	-----------------

第47条の表産業廃棄物の最終処分場の廃止確認申請書の項の次に次のように加える。

産業廃棄物熱回収施設設置者認定申請書	2 通	施設の所在地を管轄する県民局長
産業廃棄物熱回収施設休廃止等届出書	2 通	施設の所在地を管轄する県民局長
産業廃棄物熱回収報告書	2 通	施設の所在地を管轄する県民局長

第47条の表最終処分場台帳閲覧請求書の項中「1 通」を「2 通」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

(優良基準適合確認申請書の提出部数及び経由機関)

- 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成23年環境省令第 1 号）附則第12条第 1 項（附則第15条、第18条及び第21条において準用する場合を含む。）の規定により知事に提出する書類の提出部数及び経由機関は、次の表のとおりとする。

提出書類	提出部数	経由機関
産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業優良基準適合確認申請書	2 通（産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業に係るものにあつては、1 通）	施設の所在地を管轄する県民局長（施設を伴わない場合にあつては、産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業を行う区域を管轄する県民局長）

様式第 1 号中「法第 7 条第 3 項第 5 号りに規定する」を削り、同様式備考 5 及び 6 中「すべて」を「全て」に改め、同様式備考 7 を次のように改める。

- 7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

様式第 2 号の12を様式第 2 号の18とする。

様式第 2 号の11中「法第 7 条第 5 項第 4 号りに規定する」を削り、同様式備考 3 中「すべて」を「全て」に改め、同様式備考 4 を次のように改める。

- 4 「役員」の欄及び「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、役員となる者」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

様式第 2 号の11を様式第 2 号の17とする。

様式第 2 号の10中「法第 7 条第 5 項第 4 号りに規定する」を削り、同様式備考 2 中「すべて」を「全て」に改め、同様式備考 3 を次のように改める。

- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

様式第 2 号の10を様式第 2 号の16とし、様式第 2 号の 9 を様式第 2 号の15とし、様式第 2 号の 8 を様式第 2 号の14とし、同様式の前に次の 4 様式を加える。

様式第 2 号の10（第 6 条の 4 関係）

(表面)

一般廃棄物熱回収施設設置者認定申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） - 番

熱回収施設の設置の場所		
※認定の年月日		年 月 日
※認定番号		
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力	
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画	
	△設備の維持管理に関する計画	
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類	
	熱回収の方法	
	熱回収率	%
許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号

A 4

（裏面）

備考1 ※欄は、記入しないこと。

- 2 設備の種類については、ボイラー、発電機又は熱交換器の別を記入すること。
- 3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量（トン／時）、発電機の出力（キロワット）又は熱交換器の能力（キロジュール／時）を記載し、複数の設備がある場合は、それぞれの能力を記載すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。
  - (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。
  - (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。
- 5 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用又は発電・熱利用の併用の別を記入すること。
- 6 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

様式第2号の11（第6条の5関係）

第 号

一般廃棄物熱回収施設設置者認定証

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証します。

年 月 日

兵庫県知事

印

認 定 の 年 月 日	年 月 日
認 定 の 有 効 年 月 日	年 月 日
認 定 番 号	
熱回収施設の設置の場所	
熱 回 収 の 方 法	
熱 回 収 に 必 要 な 設 備	
熱 回 収 率	%
留 意 事 項	1 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を提出すること。 2 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休廃止し、若しくは休止した当該熱回収施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく届け出ること。

A 4

様式第2号の12（第6条の6関係）

一般廃棄物熱回収施設休廃止等届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） ー 番

熱回収施設の設置の場所		
認定の年月日及び認定番号	年 月 日 第 号	
熱回収を行わなくなったとき。	理由	
	年月日	年 月 日
廃止し、若しくは休止し、又は再開したとき。	理由	(廃止・休止・再開の別)
	年月日	年 月 日
熱回収に必要な設備を変更したとき。	△変更の内容	
	理由	
	年月日	年 月 日

備考1 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の

全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。  
2 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

A 4

様式第 2 号の13 (第 6 条の 7 関係)

一般廃棄物熱回収報告書

年 月 日

兵庫県知事 様

報告者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話 ( ) - 番

認 定 の 年 月 日 及 び 認 定 番 号	年 月 日 第 号
年 4 月 1 日から の年間の熱回収率	年 3 月 31 日まで %

備考 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 5 条の 5 の 5 第 1 項第 4 号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

A 4

様式第 2 号の 7 中「氏名 (法人) の右に「又は市町」を加え、「許可年月日」を「許可又は届出の年月日」に改め、同様式を様式第 2 号の 9 とする。

様式第 2 号の 6 中「第 6 条の 2」の右に「、第 9 条の 2」を加え、同様式備考 4 を削り、同様式を様式第 2 号の 8 とする。

様式第 2 号の 5 備考を削り、同様式を様式第 2 号の 7 とする。

様式第 2 号の 4 を様式第 2 号の 6 とする。

様式第 2 号の 3 中「法第 7 条第 5 項第 4 号りに規定する」を削り、同様式備考 3 (5) 中「排水基準を定める環境省令」を「排水基準を定める省令」に改め、同様式備考 4 及び 6 中「すべて」を「全て」に改め、同様式備考 7 を次のように改める。

7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

様式第 2 号の 3 を様式第 2 号の 5 とする。

様式第 2 号の 2 中「(第 3 条の 2 関係)」を「(第 3 条の 4 関係)」に、「申請者」を「報告者」に、

「

埋立処分を開始してから前年度の 3 月 31 日までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
--	--

」

を

「

埋立処分を開始してから前年度の 3 月 31 日までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
当該年度の 4 月から 9 月までに埋立処分された一般廃棄物の数量	

」

に改め、同様式を様式第 2 号の 4 とし、様式第 2 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第 2 号の 2 (第 3 条の 2 関係)

一般廃棄物処理施設定期検査申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） - 番

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号

A 4

様式第 2 号の 3（第 3 条の 3 関係）

第 号

一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 2 の 2 第 1 項の定期検査の結果について、次のとおり通知します。

年 月 日

兵庫県知事

印

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
定期検査の結果	
次の検査期限	年 月 日

A 4

（環境影響評価に関する条例施行規則の一部改正）

第 2 条 環境影響評価に関する条例施行規則（平成 9 年兵庫県規則第 68 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 4 の項中「第 9 条の 3 第 1 項」の右に「若しくは第 8 項」を加え、「第 15 条の 2 の 5 第 1 項」を「第 15 条の 2 の 6 第 1 項」に改める。

（産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部改正）

第 3 条 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則（平成 15 年兵庫県規則第 93 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 1 項中「第 12 条の 3 第 2 項」を「第 12 条の 3 第 3 項」に改める。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。